

二葉地区
防災福祉コミュニティ
地域おたすけガイド
(地区防災計画書)

2024年3月改正

二葉地区防災福祉コミュニティ

地域おたすけガイドとは？

区役所や消防署などの行政機関が一時的に機能不全に陥る規模の大災害が起こった際には、住民同士の助け合いが必要となります。

このガイドは、主に発生が危惧される南海トラフ巨大地震への対処を念頭に、地域の自主防災組織である「二葉地区防災福祉コミュニティ」の役割と平常時の活動および巨大地震発生から**初動の役割と活動をまとめたものです。**

二葉地区はこんなところ

二葉地区は、国道 2 号線を北限とした長田区南部に位置する地域です。阪神淡路大震災では大きな火災が発生し甚大な被害を受けたエリアを含み、再開発地域を含みます。標高は駒ヶ林公園 2.5m、ふたば学舎 3.9m、大橋町 4 丁目の国道 2 号交差点 5.4m 程です。

約 3 千強の世帯に 6 千人弱の人が住んでいて、8 割の世帯が 3 階建て以上の集合住宅に住んでいます。生まれてからずっと同じ家に住み続けている人は 1 割弱ですが、4 割強の人が 10 年以上同じ家に住み続けています。65 歳以上の高齢化率は毎年上昇し、40%をこえています。

地区の災害危険 図上訓練・ワークショップで出されたリスク

我々は阪神淡路大震災で観測史上初めてとなる震度 7 によって倒壊家屋、大規模市街地火災により多くの人命が失われるなど未曾有の被害を受けました。また、東日本大震災、能登半島地震では地震による津波の怖さを実感してきました。

近年、温暖化の影響で全国的に気象災害が激化しています。二葉地区は市街地南部に位置しており、土砂災害の危険はなく、また、東側に流れる新湊川による浸水、溢水危険地区はなく安全であると言われています。ただし、大型台風による強風や、高波、内水氾濫により地区内の多数の人命危険、家屋被害が予想される場合は、防災福祉コミュニティとして組織的に対応する事を考慮しておく必要があります。

南海トラフ巨大地震は 90~150 年周期で発生する海溝型の地震で、長田区は震度 6 弱の大ききゆっくりとした揺れが 1~2 分続き、その後、沿岸部に 88 分程で高さ 2.7m の津波が到達すると予想されていることから、阪神淡路大震災の貴重な教訓を活かし、阪神淡路大震災では発生しなかった津波対策、津波避難を含めた地区防災計画をとりまとめます。

神戸市の津波対策

防潮堤は神戸市によって1000年に1度クラスの地震・津波でも決壊しない補強と地盤沈下でも必要な高さを保持する「かさ上げ」がなされ、防潮鉄扉は遠隔操作でも閉鎖する等の対策がとられています。

駒ヶ林町1丁目から6丁目の沿岸部は防潮堤が整備されていますが、防潮鉄扉15基（No.4～No.19）のうち3基（No.5、No.17、No.18は令和6年度に遠隔操作可能）以外は全て手動での閉鎖が必要となっています。

※駒ヶ林6丁目のNo.13の防潮鉄扉は常時閉鎖。

津波に関する知っておくべき知識

- 津波は巨大な水の塊の高速移動で、高潮や高波とは桁違いの**破壊力**があります。
- 津波が来る前に一旦水面が下がる「**引き波**」は、いつも起こるとは限りません。
- 人は津波の浸水深が**30 cm**で立ってられず、**50 cm**になると車が流されます。
1mの浸水深に巻き込まれた人は、ほぼ**100%死亡**します。
- 木造住宅は1mの浸水深で破壊され始め、2mで押し流されます。
- 地震により発生した火災は津波で消えるとは限らず、押し流されながら燃え広がる**津波火災**を引き起こす危険があります。

平常時における防災福祉コミュニティ活動

地域防災は次の世代に「たすき」をつなぐリレーのようなものです。防災福祉コミュニティとして南海トラフ巨大地震がいつ起きても、その時に二葉地区で暮らしている人たちが助け合えるように平常時には以下の活動をおこないます。

1. 災害対応訓練の実施（技術の継承）

大災害時の助け合いに必要な具体的な技術を継承するため、年に一度の総合防災訓練と、適宜、自治会またはブロック毎の訓練を実施していきます。

防コミ役員、防災リーダー、消防団員、長田消防署地区担当者が参画して訓練を企画実施します。

訓練項目	訓練内容
消火訓練	水消火器訓練・バケツリレー訓練・小型ポンプ放水訓練
救助・救護・搬送	簡易担架・AED・油圧ジャッキ取り扱い訓練等
運営本部開設・運営	運営本部役割確認・資機材庫確認・情報伝達訓練
避難所開設・運営	避難所開設訓練・炊き出し訓練
津波避難	避難訓練・避難経路調査・ 防潮鉄扉閉鎖訓練

2. 防災資機材の維持管理と拡充（資機材の継承）

災害対応に必要な資機材を、収納する倉庫の鍵を含め、訓練等で定期的に使用を確認し、いつでも使える状態に維持管理します。災害時の活動に必要なと思われる資機材、備品、備蓄品は、助成金等を活用して充実させていきます。

3. 持続可能な組織と仲間づくり（組織の継承）

防災福祉コミュニティは地域防災の拠り所です。世代が代わっても活動が継続されるように新しい人材を探し、受け入れる開かれた組織であり続けます。

地域では、活動には参加していなくても、災害時に声をかければ助け合いに協力してくれる顔の見える関係づくりを進めます。

4. 認識の共有（共通認識の継承）

平成29年に計画した地区防災計画は、平成23年10月に兵庫県が公表した津波被害警戒区域図（暫定）に基づき、二葉地区には最大4mの津波が到達されるとして「国道2号線より北へ避難する」を計画し、繰り返して実施してきた避難訓練によって地区住民の認識として定着しましたが、神戸市の津波対策工事が完了したこと並びに津波被害警戒区域の根拠となる**津波到達高が2.7m**に見直されたことから、**南海トラフ地震が発生した場合は「六間道北側へ避難」とし、地区内のふたば学舎を緊急避難場所として住民の避難行動を統一することに改めます。**

また、避難行動や避難所の考え方、在宅避難を可能にする備え、災害時の助け合いの必要性など、二葉地区で暮らすすべての住民が知っておくべき事柄について、継続した周知活動を行います。

南海トラフ巨大地震発生時における活動

南海トラフ巨大地震発生直後は、消防車や救急車も駆け付けられないことが考えられます。そのような状況下で私たちは、自ら判断して自らの行動を決しなければならぬことになります。

住民同士の助け合いをより組織的、効果的におこなうことを目的として、地震発生から初動の防災福祉コミュニティとしての役割と活動内容をまとめます。

活動方針

- 自らの安全を最優先し、危険を感じたときは、すぐに避難します。
- 近くにいる住民に活動への協力を求めます。
- 自分たちのできる範囲で活動します。
- 単独活動はせず、複数（3～4人以上）で活動します。
- 自らの安全を最優先し、危険を感じたときは、すぐに避難します。
- 津波警報、注意報が発令された場合、**駒ヶ林町各丁の防潮鉄扉閉鎖担当者**は、**市からの指示を待つことなく**受け持っている鉄扉を閉鎖し、時間に余裕があれば**周辺鉄扉の閉鎖**を行います。

津波避難の考え方

二葉地区防災福祉コミュニティの地域は、六間道より南側の一部が津波浸水想定域であることを念頭に、防潮堤などの対策が機能しなかった場合でも誰一人として命を落とさないことを第一に考えて活動します。

そのために六間道より南側（駒ヶ林町）にいる全ての人に対して、**六間道北側まで**歩いて「**水平避難**」し、津波の危険がなくなるまで戻らないように呼びかけます。

防災福祉コミュニティとしての活動

- 防災福祉コミュニティ運営本部を**ふたば学舎**（二葉町7丁目1-18）に設置します。
- 運営本部は防コミ役員でふたば学舎へ駆けつけた者が開設します。
- 運営本部及び避難所はふたば学舎内に開設します。
- 地域拠点、消防団詰所には必要に応じて人員を派遣します。
- 避難所はふたば学舎職員不在の時間帯は、防コミ役員が開場し避難所運営マニュアルに則り開設に努め運営します。

防災福祉コミュニティ運営本部設置基準

「防災福祉コミュニティ」として機能させるために運営本部を設置します

- 兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報・注意報が発表された場合
- 地震により被害が発生し、安否確認、避難が必要となった場合。
- 地震によりライフラインが途絶し避難所の**開設**が必要となった場合。

運営本部・地域拠点・避難所

運営本部開設場所	ふたば学舎 (二葉町7丁目1-18)
地域拠点	二葉地域福祉センター (二葉町6丁目5-1)

	防災資機材庫	耐震性防火水槽 小型動力ポンプ備付
ふたば学舎 (二葉町7丁目1-18)	○	×
地域福祉センター	×	×
長田消防団第8分団詰所 地域福祉センター隣	○	○
二葉公園	設置要望	
久仁塚公園	設置要望	○
駒ヶ林公園	設置要望	○

- 資機材庫の鍵は**本部長と副本部長の2名**が保管。
- 鍵の保管者は資機材庫を開錠、解錠後LINE オープンチャットで共有する。
- 津波警報・注意報が発令されたら**防潮鉄扉閉鎖担当者は最優先で鉄扉を閉鎖する。**
- **防潮鉄扉閉鎖担当者は定期的に閉鎖訓練を実施し、平素から鉄扉閉鎖に障害がないか確認しておく。**

緊急避難場所…災害の危険から逃れる場所 避難所…帰宅できない人が避難生活する場所	災害別適用			避難所 利用	
	土砂	洪水	津波		
緊急避難場所 避難所	ふたば学舎 (二葉町7丁目1-18)	○	○	○	○

ふたば学舎防災資機材庫

鍵の保管者：本部長、副本部長

用途	品名	個数	用途	品名	個数
消火用	小型動力消防ポンプ	-	被服類	軍手	60
	消防用ホース(50mm)	-		腕章	40
	消火栓キー	2		ジャンパー	15
	スタンドパイプ	1		ヘルメット	60
	消火器	5		皮手袋	27
	訓練用消火器	16		ビブス	3
	強化液消火器	6			
	組立水槽	1		投光機	2
	オイルパン	3		コードリール	3
	布バケツ	77		オイルパン	3
				メガホン	1
救助・救急用	担架	3	その他		
	救急セット	2			
	チェーンソー	1			
	ジャッキ	6		ポリタンク	10
	つるはし	10		リヤカー	1
	バール	2		防水シート	7
	梯子	1		緊急給水栓セット	2
	のこぎり	10		脚立	1
	スコップ	32		LPガス	2
	おの	3			
	ハンマー(大)	10			
	ボルトクリッパー	5	MEMO		
	コンクリート破碎器具	1			
	ロープ	2			
	台車	2			
	1輪車	2			
	携帯用電灯	4			

活動要領 ～一人の命も落とさないために～

全町共通 ～自分と家族の安全を確保～

- テーブルなどの下に潜りテーブルの脚をしっかりと握る。落ちてくる物や倒れる物が周りになれば身をかがめてじっとしている。
- 火は無理に止めず、揺れがおさまってから止める。出火したら小さなうちに消火器等で消火する。油火災・電気火災には絶対に水をかけない。
- 揺れがおさまったら**割れたガラスに注意!**すぐにスリッパや靴を履く。
- 家族の安全を確認する。自分で助け出せなければ近所の人に助けを求める。
- 家屋の被害状況を確認する(ガス、電気、水道、ドアの状況)。
- スマホ・ラジオ・テレビ・防災行政無線から情報を入手する。また、**揺れが1分以上続いたら南海トラフ巨大地震と判断する。**
- 家を出る際は電気のブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉めしっかり施錠する。
- 災害対応する場合は、長袖服、靴、軍手を着けるなど最低限の安全対策をとる。
- 避難中は周辺の被害状況や災害対応状況を確認し LINE オープンチャットで情報を共有する。
- 六間道より南側へは立ち入らない。
- 自己、家族の安全が確保され防災活動が可能な住民は、地区内の防災活動及び避難者支援の活動に協力する。

駒ヶ林町

津波到達は地震発生から 88 分後!

●六間道より北側への避難行動

- 家にいる家族は一緒に避難する。
- 自分が使う身の回り品や非常食は自分で持ち出す。
- 可能な限り垂直避難ではなく水平避難をおこなう。
- 周りの人にも避難を呼びかけながら避難する。
- 周りの人たちと協力して要援護者を支援しながら共に避難する。
- 周りの人たちが避難しなくても自分たちだけでも避難する。
- **緊急避難場所は「ふたば学舎」とする。**
- 六間道より北側へ避難したら津波の危険が無くなるまで南側には戻らない。
- 沿岸部に居住し防潮堤の被害状況および防潮鉄扉の稼働状況を確認できる者は、避難する際に目視で確認してから運営本部へ伝達または LINE オープンチャットで情報を共有する。

防潮鉄扉閉鎖には多くの人の協力が必要！

●防潮堤の確認及び防潮鉄扉の閉鎖

- 地震発生から身の安全が確保できた防潮鉄扉閉鎖担当者は、直ちに沿岸部に駆けつける。
- 防潮鉄扉閉鎖担当者は担当する防潮鉄扉を優先して確実に閉鎖し、担当者不在の鉄扉も閉鎖する。
- 防潮鉄扉閉鎖担当者以外で身の安全が確保できた住民は防潮鉄扉の閉鎖作業に協力する。
- 防潮鉄扉閉鎖担当者は相互に活動状況を確認し、閉鎖不能扉や防潮堤の損傷状況を確認した後全員で避難し、ふたば学舎の防コミ本部に防潮堤、防潮鉄扉閉鎖状況を伝える。

- 西側 No.4 から No.19（長田港東物揚場取付道路公衆トイレ）まで全 15 基の扉を閉鎖する。No.13 は常時閉鎖。No.3 は長楽防コミ区域
- 閉鎖作業時間は 1 基 2 人で 5 分から 15 分。
- 津波到達予想時刻の 30 分前には、たとえ作業中であっても必ず退避する。
- 津波到達予想時刻が不明の場合は、地震発生から 1 時間後には必ず退避する。

●防潮鉄扉閉鎖担当

防潮鉄扉 No.	種別形式	担当地区	担当者		備考
No. 4	引戸式	駒ケ林町6丁目			
No. 5	電動引戸式				R6年遠隔操作
No. 6	引戸式				
No. 7	引戸式	駒ケ林町5丁目			
No. 8	引戸式				
No. 9	引戸式	駒ケ林町4丁目			
No. 10	引戸式				
No. 11	片開式	漁協市場			
No. 12	片開式				
No. 13	常時閉鎖				
No. 14	引戸式	駒ケ林町3丁目			
No. 15	引戸式				
No. 16	引戸式	駒ケ林町2丁目			
No. 17	引戸式				R6年遠隔操作
No. 18	引戸式	駒ケ林町1丁目			R6年遠隔操作
No. 19	片開式				

●町内での救出活動等

- 六間道南側で活動する場合は、駆け込める津波緊急退避所を確認しておき、救助活動中であっても必ず津波到達時刻 30 分前には**活動を中止して一時退避**し、津波の到達を確認する。

●津波の浸水がなかった（防潮堤が津波を防いだ）場合

- 津波到達予想時刻になっても津波の浸水がないことが確認できれば、活動を再開する。

●津波の浸水があった（防潮堤が津波を防げなかった）場合

- 地域に津波の浸水があった場合、津波警報が解除されるまで高所にとどまる。

状況判断 & 活動指示

- 集まった役員で運営本部を立ち上げる。
- 地図、ハザードマップ、記録用紙、筆記具、付箋等をセッティングする。
- 統括リーダーと各役割を決める。
- 津波の到達時間を共有する。
- 防潮堤の状況及び防潮鉄扉の閉鎖情報を把握する。
- 参集した役員の情報共有し、地域内の情報を共有する。また、情報共有手段としてLINE オープンチャットを活用する。
- 被害状況、災害（火災）発生状況を収集する。

運営本部の役割分担

統括リーダー	各班員（指揮・情報・救護・避難所）を決める 各班へ必要な事項を指示する 情報を把握し、消防や区災害対策本部との窓口となる
指揮・情報班	地図を用意する 防潮鉄扉の閉鎖状況を確認する 防災資機材庫の全ての資機材を並べる
	地震規模や津波到達時間を収集する 六間道南側住人の避難状況を収集する 災害状況を収集する LINE オープンチャットから情報を収集及び発信する 8分団詰所（1名は団員が配置される）へ派遣する
応急救護班	救護所を開設する 近隣の病院情報を収集する 軽傷者の対応を行う
避難所班	避難所を開設する 避難所マニュアルに基づく運営をする

消火活動

- 消火器による初期消火が最優先である。また、建物に設置してある屋内消火栓も活用する
- 建物が炎上し消防車がない場合は、市民消火隊小型ポンプ、消防団小型ポンプを使用し、消防団員の指揮のもとで消火活動を実施する
- 火を周りに広げないことを最優先する
- 火にあおられないよう、風下に入らない

発生場所 _____

状 況 _____

消火手段 _____

手書き地図

報告者 _____

救出活動

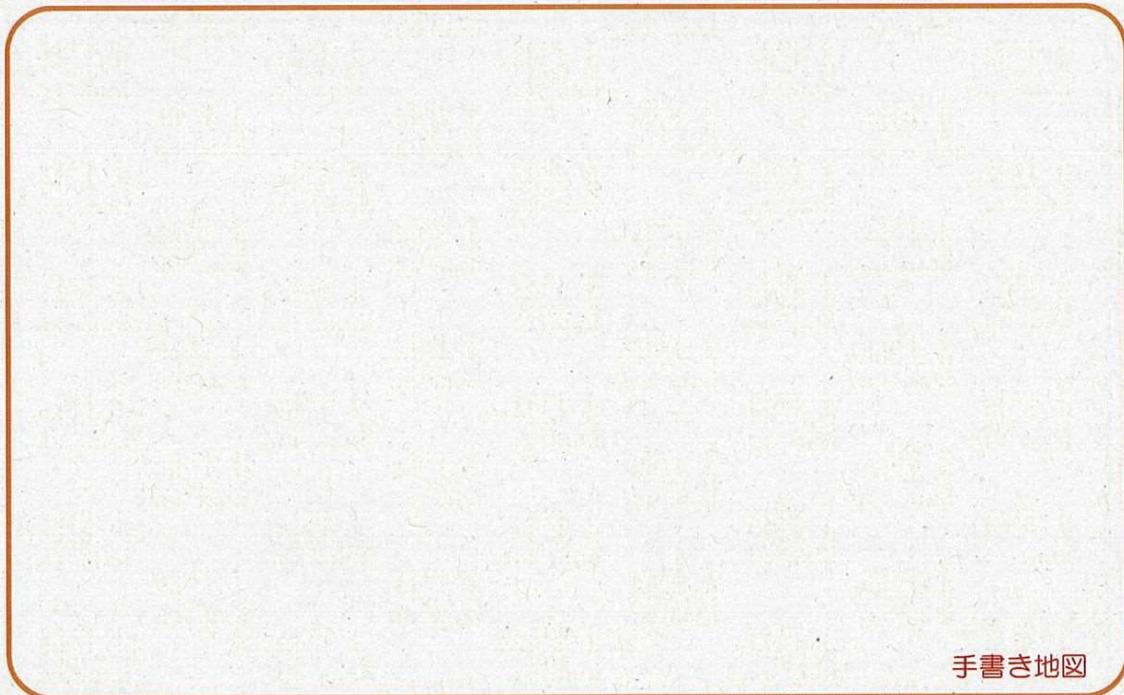
- 多くの人に協力を求めて閉じ込められた人を救出する
- 活動時は**長袖服、靴、軍手を着けるなど最低限の安全対策をとる
- 容易に救出できる人を優先し、短時間で1人でも多く救出する**
- ふたば学舎防災資機材庫から必要資機材を調達する
- LINE オープンチャット

右のQRコードを読み込みルーム内に情報を書き込む

発生場所 _____

要救助者 _____

状 況 _____



手書き地図

報告者 _____

応急手当 & 搬送活動

- 多くの人に協力を求めて応急手当てと搬送をおこなう
- 素手で血液に触れない。ゴム手袋を装着するかビニール袋で手を包む
- 必要な資機材を調達する（救急セット、AED、簡易担架等）
- 正規の資機材が無ければ身の回りにある物を工夫して活用する
- 負傷者はふたば学舎へ搬送する

発生場所

状況

応急手当

手書き地図

<input type="checkbox"/>	出血	傷口に清潔なガーゼをあて、手で圧迫して止まるまで押さえる	ガーゼ・三角巾・ゴム手袋 ハンカチ・ラップ・ビニール袋
<input type="checkbox"/>	骨折	折れた部位に副子（そえ木）をあて、三角巾などで固定する	副子・三角巾 雑誌・段ボール・傘・ラップ
<input type="checkbox"/>	捻挫	可能であれば冷却した後、三角巾などで固定する	三角巾・(氷) ラップ・テーピングテープ
<input type="checkbox"/>	やけど	可能であれば流水で衣服の上から冷やし、清潔なガーゼで保護する	水道水(流水)・ガーゼ・(氷) ペットボトルの水・ハンカチ
<input type="checkbox"/>	心肺停止	胸骨圧迫(30回)と人工呼吸(2回)を繰り返し、AED到着すれば実施	AED ※人工呼吸は無理してしない

搬送

徒手搬送	複数で体の下に手を差し入れ水平に抱える	毛布搬送	4人以上で毛布の両端を丸めて持ち上げる
イス搬送	イスに座らせ、複数でイスを持ち上げる	毛布担架搬送	毛布と棒を使って作成する

見回り・警戒&安否確認

- 複数人で地区内を見回り、被害の情報を本部に伝える。
- 二次被害の警戒と要援護者等の安否確認をおこなう。

見回り区域

LINE オープンチャット

手書き地図

警戒活動 ※ハンドマイク、スマホ、メモ帳等を携帯する

<input type="checkbox"/>	津波	南海トラフ地震では88分で第1波が到達するので、六間道より北側へ避難を呼びかける 予想到達時刻 _____ :
<input type="checkbox"/>	火災	煙の立ち上り、煙臭さに注意して見回る。発見すれば本部に連絡するとともに119通報し、可能な限り初期消火を開始する
<input type="checkbox"/>	ガス漏れ	ガス臭に注意して見回る。発見すれば本部に連絡するとともに119通報し、近づかないよう周りに呼びかける
<input type="checkbox"/>	建物倒壊 通行障害	倒壊した建物や通行できない道路の情報を本部に伝える 倒壊した建物内に閉じ込められた人がいないか呼びかける
<input type="checkbox"/>	呼びかけ	ハンドマイクを使って危険箇所への警戒、避難する際はガスの元栓を締め、電気ブレーカーを落とすよう呼びかける

要援護者等支援 ※災害時要援護者台帳、救急セット等を携帯する

<input type="checkbox"/>	安否確認	民生委員と協力して要援護者の安否を確認し、必要に応じて応急救護をおこなう
<input type="checkbox"/>	介助	避難困難者の手助け、付き添いをおこなう。搬送が必要な場合は運営本部に応援を要請する

「在宅避難」が可能ならば「在宅避難」を

津波が起こらない地震や高潮や河川はん濫などの風水害が発生しても、必ずしも避難所に行かなければならないわけではありません。

1981年6月以降に建てられた新耐震基準を満たした建物は、マンション等の集合住宅であれば震度6強までなら住めなくなる恐れはほとんどなく、木造住宅でも倒壊・崩壊することがないように建てられています。

小学校などの避難所は、家が倒壊したり、流されたり、焼失したりして住めなくなった人のための生活場所です。本当に避難が必要な人たちや自宅に1人で居ては心細い高齢者などが避難所を使えるように、自宅での生活継続が可能であれば「在宅避難」も選択肢の1つとして考えましょう。

「在宅避難」を可能にするためには

● 居住空間を守る

建物自体の被害が少なくても、何か対策をしないと住めない状態になるかもしれません。大きな家具には転倒防止器具を取り付け、ガラスには飛散防止フィルムを貼りましょう。万が一、地震後に火が上がった場合は消火器を使って小さなうちに消してしまいましょう。

● 食料品・飲料水を備える

在宅避難でも避難所に出向いて物資の提供を受けられますが、神戸市が備蓄している物資には限りがあります。最低でも3日分でできれば7日分の食料品と飲料水を備えましょう。備蓄用の特別な物資を準備するよりも現実的な方法として、日頃から食べ慣れたレトルト食品や缶詰などの日持ちする物を多めに買い、消費しながら減った分を買い足して、常に一定量を保っておく**ローリングストック（循環備蓄）**がお勧めです。

● トイレ対策をする

集合住宅では地震後に建物内の排水管が破損していることに気づかずトイレを使用すると、下層階で汚水が漏れ出し大惨事になる可能性があります。そのため破損がないことが確認されるまでは、**非常用備蓄トイレ**を備えて使用するか屋外に設置される災害用トイレを使用しましょう。

非常用備蓄トイレは袋の中に用を足して凝固剤などで固め、捨てることのできる「携帯トイレ」です。50回分で小さな箱1個くらいの大きさですので、ぜひ備えておきましょう。

● ご近所同士で助け合う

集合住宅では管理会社だけでは困難な事態もあります。また、エレベーターは使用できなくなる可能性があります。安否確認や物資調達、運搬、ゴミの排出など、居住者同士で声を掛け合って協力しましょう。

避難の4行動 ～避難所に行くだけが避難ではない～

- 行政が指定した小学校などの避難所に行く避難
- 安全な親戚や知人宅に行く避難
- 安全なホテル・旅館に宿泊する避難
- 安全な場所に立地し、被害の恐れがない場合の在宅避難

災害時要援護者とは

障がいのある方、介護が必要な方、高齢者（ひとり暮らし、高齢者世帯など）、難病患者、乳幼児、妊産婦のほか、負傷して自力で避難することが難しい方など、災害が発生した際に安全な場所に避難したり避難所での生活に困難が生じ、周りの人の助けを必要とする方を言います。

福祉避難所について

神戸市では避難所での生活に何らかの特別な配慮を要する方のための二次的避難所として、地域福祉センターや特別養護老人ホームなどを「福祉避難所」と想定しています。

入所対象者は市の保健師が避難所で行う健康調査等をもとに、ご本人やご家族の意向や状況を踏まえ市が決定します。要援護者から相談があった場合は、避難所にいる区の職員（または区役所地域協働課）などにつないで下さい。

※福祉避難所は災害時に常に関設される訳ではありませんので、まずは一般の避難所へ避難していただくことになります。

避難情報 警戒レベルについて

警戒レベル	意味
5 きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保	すでに災害が発生したか切迫していて命が危険な状況。屋外への避難はできず屋内でできる限りの行動を取る
—— 警戒レベル4までに必ず避難行動を終える ——	
4 ひなんしじ 避難指示	災害が発生する可能性が高いため、発令された地区の全員が避難行動を取る必要がある
3 こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難	災害が発生する可能性があるため、発令された地区で避難に時間がかかる人は避難行動を開始する